五 島 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

平成２０年３月

令和元年８月　改訂

令和５年３月　改訂

五　島　市

目　次

第１章　耐震改修促進計画の目的
（１）　計画の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（４）　市民の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（５）　市の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（６）　耐震改修促進法の所管行政庁の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（７）　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第２章　耐震改修の現状と目標
（１）　想定される地震の規模と被害予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（２）　五島市直下を震源（M6.9）とした地震の規模と被害予測・・・・・・・・・・・6
（３）　住宅の耐震化の現状・目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（４）　多数の者が利用する建築物の現状・目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（５）　公共建築物の耐震化の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（６）　市が所有する建築物の耐震化基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（７）　市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化について・・・・・・・・・・・10

第３章　建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項
（１）　民間建築物の耐震化を促進するための支援　・・・・・・・・・・・・・・・・11
①　住宅の耐震化に関する支援
②　特定建築物の耐震化に関する支援

第４章　建築物の地震に対する安全対策の向上に関する啓発及び知識の普及
（１）　相談体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
①　相談窓口の設置
②　建設関係事業者に対する啓発
（２）自治会組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第５章　建築基準法による勧告又は命令等における所管行政庁との連携等
（１）　全ての特定既存耐震不適格建築物への指導・助言　・・・・・・・・・・・・・13
（２）　一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対する指示・公表　・・・・・・・13
（３）　指導・助言を優先的に実施すべき特定既存耐震不適格建築物　・・・・・・・・13
（４）　要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物への対応・・・・・14

第６章　耐震改修促進計画の見直しについて　・・・・・・・・・・・・・・・・14

（　資料編　）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第１章　耐震改修促進計画の目的

（１）　計画の必要性

平成 7 年 1 月 17 日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により 6,434 人もの尊い命が犠牲となり、約 26 万棟の家屋が全壊・半壊しました。また、亡くなられた方の約７５％にあたる 4,831 人が建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死であったことが報告されています。建築物の被害の傾向をみると、昭和５６年６月以前に建築された、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物に被害が多く、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害は軽かったことが調査の結果判明しています。

この甚大な災害をうけ、既存建築物の耐震化を促進するため、平成７年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律 ※ （以下、「耐震改修促進法」という。）」が策定されました。

近年では、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年３月の福岡県西方沖地震、平成 20 年６月の岩手・宮城内陸地震、平成 28 年４月の熊本地震、平成 30 年９月の北海道胆振東部地震などに見られるように予想し得ない地域で大地震が発生し、特に、平成 23 年３月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。さらに、平成 30 年６月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生しました。このように、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、発生の切迫性が指摘されている南海トラフの海溝型巨大地震については、「東日本大震災」を上回る被害が想定されています。

建築物の耐震改修は、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年９月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的緊急課題」とされているとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和３年５月）において、10 年後に死者数をおおむね８割、建築物の全壊棟数をおおむね５割、被害想定より減少化させるという目標達成のために重点的に取り組むべき課題として位置づけられています。

このような背景から、想定される被害を未然に防止するためには、建築物の耐震化を強力に推進していくことが不可欠であるという考えのもと、平成 25 年 11 月に「耐震改修促進法」が再び改正施行され、耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表、耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象建築物の範囲拡大、耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例、耐震性にかかる表示制度の創設など、既存建築物の耐震化を緊急に促進するための措置が規定されました。

今後の大地震の発生に備え、建築物の耐震化をより一層進める必要があるため、このたび、令和３年12月に公布・施行された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」に基づき、新たな耐震化率の目標設定を行うとともに、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、五島市耐震改修促進計画の改訂を行います。

平成 30 年６月に発生した大阪北部地震でのブロック塀倒壊による事故の発生を踏まえ、災害時による人身事故の防止や避難、救助活動の阻害を防ぐ趣旨を反映させる改定を行いました。

※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」は資料編に抜粋があります。

（２） 計画の目的

本県では、島原半島から橘湾を中心に地震の発生予測がなされていますが、それ以外にも県外の断層による地震の発生が考えられます。実際に、福岡県西方沖地震では壱岐市において震度５強を記録しております。また、布田川・日奈久断層帯（熊本県）の地震でも島原半島において震度６弱が予想されており、平成 28 年 4 月に発生した一連の熊本地震では、島原半島で最大震度５強をはじめ、県内各地で強い揺れを観測しました。

これらの状況を踏まえ、住宅及び耐震改修促進法第 14 条第１号に掲げる建築物（以下、「多数の者が利用する建築物」という。）等の耐震化率の目標を設定し、建築物の用途・役割に考慮した耐震化を図り、地震被害を減少させることが本計画の重要な目的です。

＜表１－1　長崎県地震等防災アセスメント報告書による被害想定　＞

震源活断層		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁、東部、西部断層帯	大村一諫早北西付近断層帯
地震被害による死者数	現　　在	７７３	１，６８９	２３８
	耐震化後	２６３	７５７	７５

（３） 計画の位置づけ

五島市耐震改修促進計画（以下、「市促進計画」という）は、耐震改修促進法第６条第 1 項の規定及び長崎県耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化を促進するための計画と位置づけます。

（４） 市民の役割

市民は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性や地域防災対策を、自らの問題のみならず地域の問題として認識し、住宅及び建築物の安全性を向上するよう努めることが重要です。

そのためには次の４つを柱とした防災対策に取り組むことが必要となります。

１） 住宅及び建築物の耐震性能の向上（耐震診断・耐震改修）
２） 建築物の防災性能の向上（外壁・天井・窓ガラスの落下対策）
３） 建築物の敷地の安全性向上（ブロック塀・擁壁の安全管理）
４） 地域防災活動への参加・協力

（５） 市の役割

市は、公共施設の耐震化を促進するとともに、地域防災計画や耐震改修促進法の適正な運用を図り、必要な情報・知識の普及啓発を行うとともに、耐震化に取り組みやすい環境の整備に努めることが必要となります。

市の役割

１） 所有する公共建築物の耐震化
２） 市の耐震改修促進計画の策定
３） 地震防災マップの作成など地域の耐震化に関する情報発信
４） 町内活動・広報誌を利用した地震・防災に関する普及啓発
５） 住宅・建築物の耐震化の促進

６）　相談窓口の設置

（６）耐震改修促進法の所管行政庁の役割

所管行政庁は、建築物の耐震化を促進するため、建築物の所有者・管理者に対し必要な指導・助言等を行います。

※　所管行政庁とは、建築基準法の規定による特定行政庁のことで、県内では長崎県・長崎市・佐世保市が該当します。なお、限定特定行政庁である島原市・大村市・平戸市・松浦市・五島市管内の木造建築物等の小規模な建築物については、当該市が所管行政庁として、その役割を担います。

（７）　計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年８月から令和 10 年 ３月までとしており、５年毎に耐震化指標とした評価を実施します。

第2章　耐震改修の現状と目標

（１）想定される地震の規模と被害予測

① 想定される地震の規模

平成１８年３月の「長崎県地震等防災アセスメント報告書」によると、県内の活断層による地震規模は、震度６弱以上の区域が長崎市・島原市・諫早市・大村市・雲仙市・南島原市・長与町・時津町で想定され、一部の区域では震度７の発生も予測されています。また、福岡県西方沖地震のように、想定されていない活断層での地震については、M6.9 規模の地震が直下で発生した場合の震度予測として、各地で震度６弱、河川の河口に近い地盤の軟弱な地域で震度６強となると想定されています。

参考（雲仙地溝縁部東部断層と西部断層連動による震度予測）

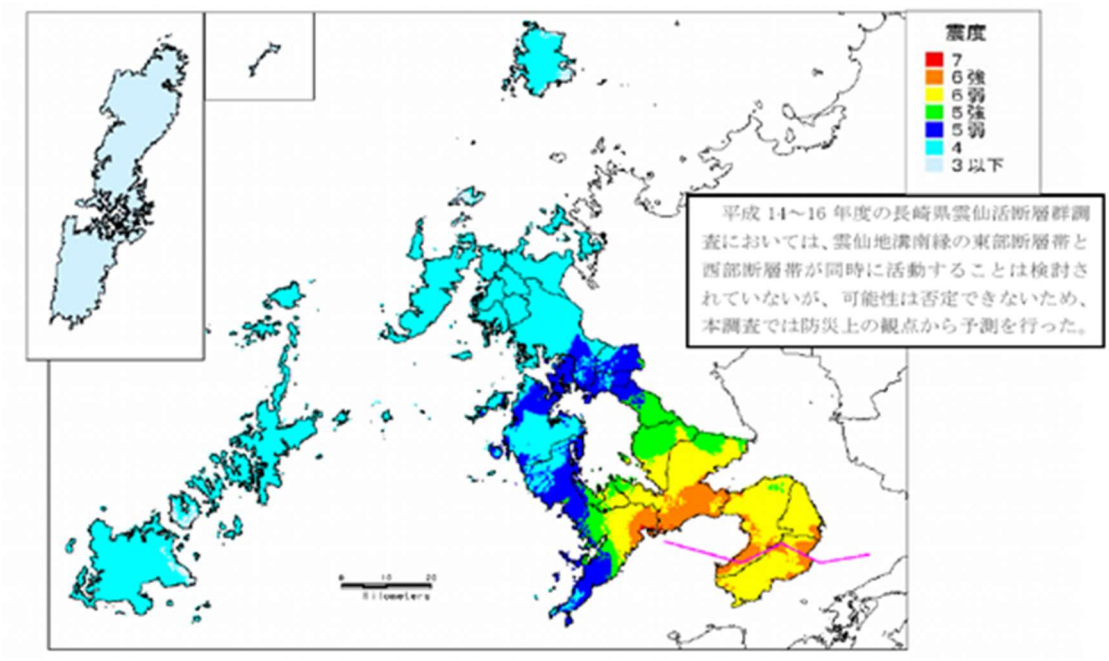

② 想定される被害の状況

長崎県地震等防災アセスメント報告書による建築物被害想定は下表のとおりです。

＜　表２－１　建物の被害予測及び耐震化による大破棟数の比較　＞

震源活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁、東部、西部断層帯連動	大村ー諫早北西付近断層帯
大破棟数予測	18,705	33,389	5,421
耐震化後の大破棟数	7,054	15,365	2,512
耐震化による減少率（%）	６２	５４	５４

（２）　五島市直下を震源（M6．９）とした地震の規模と被害予測

①　想定される地震の規模

参考　図２−２　　参考　図2-3

長崎県防災アセスメント（ｐ１３．ｐ１７）より

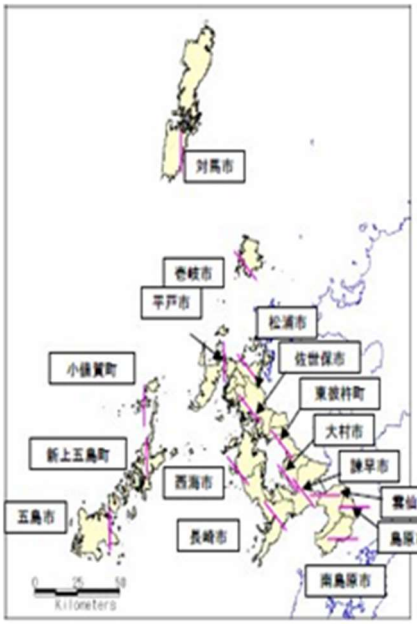

図-2.3.1　市町直下を震源とする地震（M6.9震源上端深さ3km）を想定した市町及び震源位置（活断層確認の有無と無関係に想定）

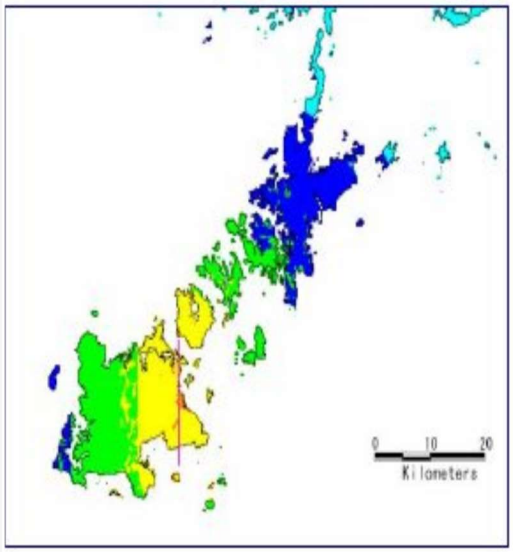

五島市直下

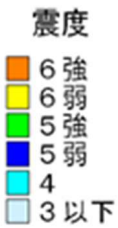

市町直下に震源を想定した地震
（M6.9，震源断層端深さ３ｋｍ）の震度分布図（五島市）
（活断層確認の有無と無関係に想定）

②　想定される被害の状況

長崎県地震等防災アセスメント報告書による建築物被害想定は下表のとおりです。

＜表２−２　　揺れによる建築物被害予測（震源　M6.9：五島市市中心部直下）＞

	木造		非木造	
	木造全棟数	中破以上棟数	非木造全棟数	中破以上棟数
	３０,７２２	５,９７４	２,９４６	１５３
		１９．４％		５．２％

（３）住宅の耐震化の現状・目標

①　長崎県下の現状・目標（長崎県耐震改修促進計画より引用）

平成 30 年の国の住宅・土地統計調査を基に、建築着工統計調査、建築物滅失統計調査及び耐震改修工事補助実績により補正して求めた長崎県内の住宅の耐震化率は、令和２年時点で８６％と推計しています。

耐震化率は、耐震改修を行うことはもちろんのこと、建築物の建て替えや新築による向上も見込まれることから、令和７年度の耐震化率は９０％になるものと推計しています。

＜　表２―３　長崎県の住宅の耐震化率推計　＞　　（令和２年時点）

住宅総数 （A）	昭和56年6月以降に建築された住宅数 （B）	昭和56年5月以前に建築された住宅 （C）	耐震性有（推計） （D）	改修済 （E）	耐震性能有りの住宅数 B+D+E= （F）	耐震化率（%） （F）／（A）
565,853	391,660	174,193	89,610	7,188	488,458	86

D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合耐震性が有りとなる住宅数

E：耐震診断の結果耐震性が無いとされた住宅で必要な耐震改修工事を実施した住宅数

＜　表２―４　令和２年時点ベースでの令和７年度の住宅の耐震化率推計　＞

住宅総数 （A）	昭和56年6月以降に建築された住宅数 （B）	昭和56年5月以前に建築された住宅 （C）	耐震性有（推計） （D）	改修済 （E）	耐震性能有りの住宅数 B+D+E= （F）	耐震化率（%） （F）／（A）
529,000	374,230	154,770	84,207	19,820	478,257	90

② 五島市内における現状と目標

平成30年の特定建築物調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表のとおりです。住宅約16,140戸のうち、耐震性がある住宅は約10,682戸で耐震化率は66.2%です。

これは、全国平均および県内平均を大きく下回っており耐震化の向上が望まれます。地震による人的被害を抑えるためには、継続的な住宅の耐震化に取り組む必要があり、5年後の令和10年度の住宅耐震化率は73%を目標とします。（表2-５）

＜　表２－５　住宅の耐震化の現状と耐震化の目標　＞　　（平成30年時点）

区　分	S56 以降の住宅 ①	S55 以前の住宅　② 不明 ③	②+③のうち耐震性有 ④	住宅数 ⑤ （①+②+③）	耐震性有り住宅数 ⑥ （①+④）	現状の耐震化率（%） ⑥÷⑤	耐震化率の目標（%）
一戸建住宅	8,150	6,080	0	730 ※1	14,230	8,880	58.4	-
共同住宅 寄宿舎 ※3	1,130	350	0	260 ※2	1,480	1,390	93.9	-
市営住宅	410	20	0	2 ※2	430	412	95.8	-
合　計	9,690	6,450	0	992	16,140	10,682	66.2	90

資料：平成30年度家屋課税台帳、平成30年3月特定建築物調査

※1：昭和55年以前に建設された耐震性がある住宅〔(②+③）×12%(国の推計値)〕に＊4を加算したもの。

※2：同　　上　　〔(②+③）×76%(国の推計値)〕

※3：　戸建て住宅においては平成25年住調から、旧福江市内建築物で耐震改修がなされたものの割合から、五島市内建築物の内の耐震改修がなされたものを推計　108戸（資料編参考）

共同住宅等においては、同住調からは耐震改修実績がないことから加算はしないこととする。

※特定建築物も含む

＜　表２―６　耐震化率 73%を目標とした場合の耐震化推計　＞

住宅総数 （A）	昭和 56 年６月以降に建築された住宅数 （B）	昭和 56 年５月以前に建築された住宅数 （C）	耐震性有（推計） （D）	改修済 （E）	耐震性能有りの住宅数 B+D+E= （F）	耐震化率（%） （F）／（A）
16,140	9,690	6,450	992	1,100	11,782	**73%**

市は、住宅の耐震化率を令和 10 年度までに 73%とすることを目標にします。

（４）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状・目標

多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法第１４条第１号に掲げる建築物とします。（学校、体育館、病院、福祉施設、ホテルなどの建築物で一定規模以上のもの。）

多数の者が利用する建築物にはさまざまな用途がありますが、地震災害時に重要な役割を果たすものから重点的に耐震化を図る必要があります。

所管行政庁が令和４年に実施した調査によると、市内の多数の者が利用する建築物の耐震化率は平成 30 年度の 82%から 4%増え、下表のとおり約 86%です。

＜　表２－７　現状の多数の者が利用する建築物の耐震化率推計　＞　（令和４年３月時点）

多数の者が利用する建築物総数 （A）	昭和 56 年６月以降に建築された建築物数 （B）	昭和 56 年５月以前に建築された建築物数 （C）	耐震性有（推計） （D）	改修済 （E）	耐震性能有りの建築物数 B+D+E= （F）	耐震化率（%） （F）／（A）
139	86	53	9	25	120	**86%**

市は、多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和 10 年度までに 95%とすることを目標にします。

市の推計では、令和 10 年度末の多数の者が利用する建築物数は 133 棟と想定され、耐震化の目標を 95%と設定した場合、達成する為に耐震改修を実施すべき棟数は、これまでの実績も含めて、下表（E）のとおり 29 棟となり、今後５年間で４棟の耐震改修を進めることが必要です。

＜　表２－８　令和 10 年の多数の者が利用する建築物の耐震化率推計　＞

多数の者が利用する建築物総数（A）	昭和 56 年６月以降に建築された建築物数（B）	昭和 56 年５月以前に建築された建築物数（C）	耐震性有（推計）（D）	改修済（E）	耐震性能有りの建築物数 B+D+E=（F）	耐震化率（%）（F）／（A）
133	88	45	9	29	126	**95%**

（５）公共建築物の耐震化の現状

公共建築物は、不特定多数の方が利用する施設であり、防災拠点としての機能も有することから、これらの建築物の耐震化を進めることは大変重要です。

防災拠点となる施設は、災害時の対策本部となる一般庁舎や避難施設としての学校・体育館、医療・消防・警察機関及び物資輸送に必要な輸送機関（港湾・航空施設）等のことです。

所管行政庁が令和４年に実施した調査によると、多数の者が利用する建築物のうち公共建築物の耐震化率は平成 30 年度の 88%から 6%増え、下表のとおり全体で約 94%です。

＜　表２－９　公共施設の耐震化状況　＞　　（令和４年３月現在）

特定建築物の主要用途	建築物総数（A）	昭和 56 年６月以降に建築された建築物数（B）	昭和 56 年５月以前に建築された建築物数（C）	耐震性有（D）	改修済（E）	耐震化率（%）〔(B)+(D)+(E)〕／（A）
事務所 公共団体庁舎・消防署・警察署等	15	6	9	2	4	80%
病　院 病院・診療所	3	2	1	0	1	100%
福祉施設 老人ホーム・福祉センター・児童福祉施設等	2	2	0	0	0	100%
ホテル ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	-

体育館・公会堂 集会所・図書館・博物館等	10	7	3	0	1	80%
小学校等 保育所・幼稚園・小中学校・学校の体育館含む	24	17	17	1	16	100%
小学校等以外の学校 高等学校・各種学校など	4	1	3	0	3	100%
公営住宅	12	9	3	3	0	100%
共同住宅、寄宿舎 共同住宅、寄宿舎	13	10	3	3	0	100%
その他 ターミナル・処理施設等	2	2	0	0	0	100%
全体計	85	46	39	9	25	94%

D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合耐震性が有りとなる建築物数を含む

E：耐震診断の結果耐震性が無いとされた建築物で必要な耐震改修工事を実施した建築物数

※　＜表２－９＞は、所管行政庁の資料を基に五島市建設課により推計

（６）市が所有する建築物の耐震化基本方針

①　防災上重要な防災拠点施設についての耐震化を促進します。

②　学校については、避難施設としての指定を受けている建築物を重点的に耐震化するとともに、日常的に児童・生徒が使用する建築物についても耐震化を促進します。

③　その他の公共施設については、施設の重要性を考慮して耐進化に努めます。

④　公共施設については、市民が安心して利用できるよう、耐震診断結果、耐震改修の実施状況を定期的に公表します。

公表の対象となる施設　：　多数の者が利用する建築物に該当する市有の防災拠点施設

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

（１）民間建築物の耐震化を促進するための支援

① 住宅の耐震化に関する支援

住宅の耐震化は、居住者の生命や財産を保護するとともに、建築物が密集した市街地においては地域の防災機能を高めることになります。

市は、住宅の耐震化を促進するため、耐震促進計画に基づき、木造戸建住宅の所有者等が実施する「昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修」に要する費用に対し、国、県と共同して助成事業を今後も引き続き実施します。

② 特定建築物の耐震化に関する施策

特定建築物とは、①多数のものが使用する一定規模以上の建築物で、学校・体育館・病院・老人ホーム・百貨店・事務所等の建築物、②危険物を一定数量以上取り扱う建築物、③地震によって建築物が倒壊した場合に敷地の接する道路の通行を妨げ、住民の円滑な避難や救助活動を困難とする恐れがある建築物、などが該当します。

市はこれらの特定建築物の耐震化促進に向けて県と連携し推進して参ります。

（２）地震時の総合的な安全対策

① ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたりするなど、様々な問題が発生します。

ア. 住民に対する啓発

新しいブロック塀の施工方法、既存ブロック塀の補強方法について、パンフレットを作成し配布するなど、市民への周知を行います。

イ. ブロック塀を施工するものに対する周知

ブロック塀の計画・施工に携わる建築士、専門業者等に対し、正しい技術の周知を行います。

市は、災害時における人身事故の防止を図り、震災に強いまちづくりを促進するため、通学路（※）に面するひび割れ、傾き等がある危険なブロック塀等の所有者等が実施する危険ブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成する「危険ブロック塀等除却支援事業」を実施します。

※通学路の対象となる範囲は、五島市教育委員会が認める通学路とします。

② 落下に対する安全対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・天井の落下による被害が発生しています。建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事を実施することが必要ですので、啓蒙に勤めます。

③ 地震発生後の対応

大規模な地震発生後の建築物内や敷地崩壊による2次被害を防止するため、被災建築物や被災宅地の応急危険度判定を実施するよう、市の災害対策本部より県へ要請します。

応急危険度判定は、実施する基準は「被災建築物の場合震度5以上」「被災宅地の場合は宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合」となります。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

（１）相談体制の整備

① 相談窓口の設置

耐震化に関する相談窓口を設置して市民の相談を受けるとともに、市が実施する耐震改修事業に関する必要な知識・資料の提供を行います。

- 全世帯広報誌や市町の広報誌を活用した情報発信
- パンフレットの作成、配布
- 建築物防災週間・住宅月間等の行事・イベントの活用
- 市ホームページへの情報掲載
- 自主的な地震対策の啓蒙

②. 建築関係事業者に対する啓発

建築物の耐震性の向上に直接関わる建築士や工事業者等の建築関係者が、耐震化の必要性を認識し、必要な知識を習得したり技術を向上させたりすることは非常に重要です。

また、建築物のリフォームを実施する際に併せて耐震化を行うことは、合理的でありコスト的な観点からも有効です。

市は、県が行う、耐震基準及び耐震改修事例等の技術についての講習会への関係団体の参加を要請するとともに、市民に対する技術修得者の紹介等を行うなど、協力して耐震改修への啓発を図ります。

（2）自治会組織

市は、県の指導のもと、自治会に対し、耐震化に関するパンフレットの配布等を行い、耐震化に対する地域活動を支援します。

第5章 建築基準法による勧告又は命令等における所管行政庁との連携等

（１） 全ての特定既存耐震不適格建築物への指導・助言

市は県と連携し、耐震改修促進法の所管行政庁は、地震に対する安全性を向上させるために必要な指導及び助言を特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し実施します。

（２） 一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対する指示・公表

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物のうち一定規模以上で指定された用途の建築物について、耐震診断・改修についての報告を求め、必要に応じて建築物への立ち入り調査を行います。

また、地震発生時に倒壊の恐れがある等、著しく危険であると認められる建築物については、必要な指示を行い、報告書の提出、耐震診断・改修の実施等を求めます。

建築物の所有者等が、相当の猶予期間を経ても指示に従わない場合は、建築物の住所・名称を公表するとともに、必要に応じ建築基準法の規定による勧告・命令の措置を行います。

所管行政庁が行う指導等の概念図

特定建築物

全て耐震改修促進法の指導・助言の対象

一定の規模以上で指定された用途の特定建築物

指示	相当の猶予期間を経ても正当な理由無く、必要な耐震診断・耐震改修が行われない場合、速やかな耐震診断・耐震改修の実施について指示	耐震改修促進法
公表	指示に従わない特定建築物について、公報及び所管行政庁ホームページにて公表	
勧告	相当の猶予期間を超えても指示に従わなかった場合、放置すれば著しく保安上危険となる恐れがある建築物に対し実施	建築基準法
命令	● 正当な理由が無く、勧告による措置をとらなかった場合 ● 放置すれば著しく保安上危険があると認められる建築物に対しては、指示・勧告を実施していない場合	

（３） 指導・助言を優先的に実施すべき特定既存耐震不適格建築物

① 災害時の救護施設となる病院

② 災害時の避難施設となる建築物

③ 緊急輸送道路の道路閉塞による通行の妨げとなる恐れがある建築物

（４） 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物への対応

耐震改修促進法により耐震診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁が建築物の所有者に個別の通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断の確実な実施を促します。

その後、耐震診断結果の報告期限までに耐震診断の実施がなされない場合は、個別の通知を行うなど耐震診断の実施を促し、それでも実施がされない場合は、耐震改修促進法に基づき、当該所有者に対して、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことの命令を行い、その旨をホームページ等で公表します。

また、報告された耐震診断の結果において、耐震改修等が必要となる場合は、所管行政庁が必要に応じて指導及び助言を行います。指導に従わない者に対しては、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

第6章 耐震改修促進計画の見直しについて

本計画は、耐震化の状況を勘案のうえ、３年ごとに検証を行うこととします。また、必要に応じ、随時計画の見直しを行います。

また、本計画の計画期間は、令和８年３月までとしているため、期間終了後、すみやかに計画の進捗及び効果等についての検証を行い、その結果や国の基本方針における建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定状況を踏まえ、次期計画の策定を行うものとします。

五島市耐震改修促進計画資料編

＜ 目 次 ＞

１． 資料１ 関係法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
建築物の耐震改修の促進に関する法律・施行令（抜粋）
建築基準法抜粋

2. 緊急輸送道路一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

資料１　　関係法令抜粋

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第百二十三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

２　この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条　国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

４　国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五　次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

３　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
３　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
一　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
三　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合　特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
五　前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合　機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
４　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
５　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
６　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
７　第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）
第六条　市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
四　建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
五　その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
３　市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
４　市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章　建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）
第七条　次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
一　第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
二　その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
三　その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）　同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限
（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）
第八条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
２　所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
３　所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）
第九条　所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）
第十条　都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
２　市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）
第十一条　要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）
第十二条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
２　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）
第十三条　所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）
第十四条　次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
三　その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）
第十五条　所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
２　所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
三　前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
四　前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
４　所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
５　第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）
第十六条　要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
２　所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる

第八章　耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）
第三十二条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。
一　職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
二　前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
三　役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四　支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
五　前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（業務）
第三十四条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一　認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
三　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附　則　抄

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条　次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
三　第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
２　第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
３　第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
４　前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
５　第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
６　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）
都道府県知事が所管行政庁となる建築物）
第一条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
２　法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）
第二条　法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
一　診療所
二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
四　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
五　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
六　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
七　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
八　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
九　火葬場
十　汚物処理場
十一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
十二　廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
十三　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
十四　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
十五　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
十六　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
十七　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
十八　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
十九　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
二十　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
二十一　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
二十二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）
第三条　法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
一　建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
二　建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三　建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）
第四条　法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
一　そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
イ　当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合　六メートル
ロ　当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合　当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
二　その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）
第五条　所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。
２　所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）
第六条　法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
一　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　診療所
三　映画館又は演芸場
四　公会堂
五　卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
六　ホテル又は旅館
七　賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
八　老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
九　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十　博物館、美術館又は図書館
十一　遊技場
十二　公衆浴場
十三　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十四　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十五　工場
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
十八　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

２　法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
一　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　階数二及び床面積の合計五百平方メートル
二　小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数二及び床面積の合計千平方メートル
三　学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物　階数三及び床面積の合計千平方メートル
四　体育館　階数一及び床面積の合計千平方メートル
３　前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）
第七条　法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
二　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
三　マッチ
四　可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
五　圧縮ガス
六　液化ガス
七　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
２　法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
一　火薬類　次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
イ　火薬　十トン
ロ　爆薬　五トン
ハ　工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管　五十万個
ニ　銃用雷管　五百万個
ホ　実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線　五万個
ヘ　導爆線又は導火線　五百キロメートル
ト　信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火　二トン
チ　その他の火薬又は爆薬を使用した火工品　当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
二　消防法第二条第七項に規定する危険物　危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
三　危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類　三十トン
四　危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類　二十立方メートル
五　マッチ　三百マッチトン
六　可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。）　二万立方メートル
七　圧縮ガス　二十万立方メートル
八　液化ガス　二千トン
九　毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）　二十トン
十　毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）　二百トン
３　前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
第八条　法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
九　博物館、美術館又は図書館
十　遊技場
十一　公衆浴場
十二　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十三　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十四　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十五　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
十六　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
十七　幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
十八　老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十九　法第十四条第二号に掲げる建築物
２　法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
一　前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）　床面積の合計二千平方メートル
二　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　床面積の合計七百五十平方メートル
三　小学校等　床面積の合計千五百平方メートル
四　前項第十九号に掲げる建築物　床面積の合計五百平方メートル
３　前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）
第九条　所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
２　所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附　則　抄

第二条　法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二　次のイからヘまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからヘまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ　第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）　階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ　体育館　階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ　第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ　小学校等　階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ　第八条第一項第十九号に掲げる建築物　階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三　第三条に規定する建築物であること。

２　前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条　第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

建築基準法　（平成八年五月二四日法律第四八号）抜粋

第一章　総則

（目的）

第一条　　この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（維持保全）

第八条１　建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

２　第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、建設大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条１　特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用を受けないが、著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

２　第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。

2.緊急輸送道路一覧

一次緊急輸送路
二次緊急輸送路
地方生活中心都市等庁舎
市町村庁舎
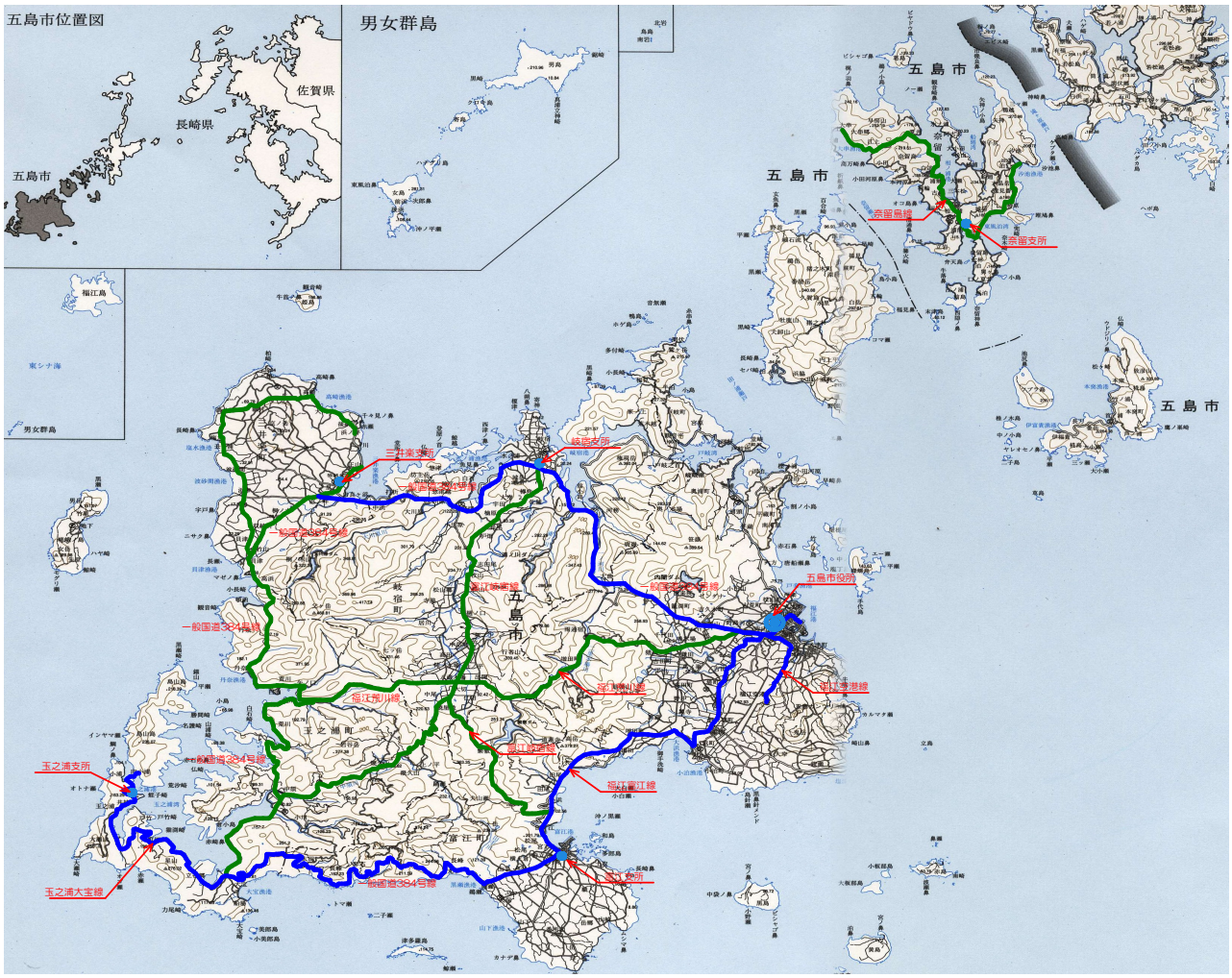
緊急輸送道路ネットワーク（1 次）				緊急輸送道路ネットワーク（2 次）			
道路種別	道路名称	延長	DID 区間延長	道路種別	道路名称	延長	DID 区間延長
一般国道	384 号	53.2	2.3	一般国道	384 号	37.3	0.0
主要地方道	福江富江線	12.7	2.5	主要地方道	福江荒川線	5.6	0.0
主要地方道	福江空港線	3.0	0.4	主要地方道	富江岐宿線	19.8	0.0
主要地方道	玉之浦大宝線	8.0	0.0	主要地方道	奈留島線	4.3	0.0